



長野県報

4月18日(月)
平成23年
(2011年)
第2259号

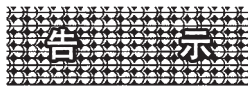
目次

告示

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱の一部改正(人権・男女共同参画課).....	1
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康長寿課).....	1
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(健康長寿課).....	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(健康長寿課).....	2
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(健康長寿課介護支援室).....	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(障害者支援課).....	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(障害者支援課).....	3
保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課).....	3

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課).....	4
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の指定(健康長寿課).....	4
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができる精神科病院の指定(健康長寿課).....	5



長野県告示第266号

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱(昭和62年長野県告示第48号)の一部を次のように改正し、平成23年度の補助金から適用します。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部守一

別表の人権・共生のまちづくり施設運営事業の項中「252,000円」を「224,000円」に改め、同表の人権・共生のまちづくり施設サービス事業の項中「2,646,000円」を「2,021,000円」に改め、同表の地域交流促進事業の項中「5,624円」を「5,704円」に、「614,000円」を「546,000円」に改め、同表の継続的相談援助事業の項中「486,000円」を「419,000円」に改め、同表の公的施設利用事業の項中「2,704,000円」を「2,389,000円」に改める。

人権・男女共同参画課

長野県告示第267号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
医療法人秀栄会 岸医院	上田市上丸子328-1	平成23年4月1日
医療法人飯島診療所	上伊那郡飯島町飯島746-1	平成23年4月1日
松本寿とをしや薬局	松本市寿南一丁目254-1	平成23年4月1日
訪問看護ステーションリカバリー	東御市新張1265	平成23年4月1日

健康長寿課

長野県告示第268号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
医療法人篠崎医院 松本市中央2-6-1	医療法人篠崎医院 松本市中央2-1-24	平成22年10月1日
ジャスコ上田店薬局 上田市常田2-12-18	イオン薬局上田店 上田市常田2-12-18	平成23年3月1日
ジャスコ新中野店薬局 中野市大字一本木252-1	イオン薬局中野店 中野市大字一本木252-1	平成23年3月1日

健康長寿課

長野県告示第269号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
医療法人片町医院	飯田市南信濃和田1107	平成22年9月1日
みどり薬局松本店	松本市本庄2-6-12	平成23年2月28日

健康長寿課

長野県告示第270号

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項の規定により、指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定した年月日
諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合介護老人福祉施設 ふれあいの里	茅野市玉川4300番地9	平成23年4月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第271号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
南松本訪問看護ステーション	松本市双葉4-16	平成23年4月1日
松本協立訪問看護ステーションすみれ	松本市市上10-6	平成23年4月1日
須高訪問看護ステーション	須坂市大字須坂1528-7	平成23年4月1日
戸倉いせや薬局	千曲市上徳間古屋敷346-4	平成23年4月1日
イオン薬局木曾福島店	木曾郡木曾町福島5398-1	平成23年4月1日
ミズキ薬局	松本市村井町南1-34-19	平成23年4月1日

障害者支援課

長野県告示第272号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
(有)ウチダ薬局	飯田市通り町4-1307-2	平成23年1月31日
木曽福島サティ薬局	木曽郡木曽町5396	平成23年2月28日

障害者支援課

長野県告示第273号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
大町市社字カラ水4828から4831まで、4832のイ、4832のロ、4833、4834のイ、4834のロ、4834のハ、4834のニ、4835、4836のイ、4836のロ、4837から4841まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第274号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
佐久市田口字葎ノ入43の1（次の図に示す部分に限る。）、字世ば岩93の1、93の6、93の9、93の10
- 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字世ば岩93の1（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第275号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
佐久市田口字広川原184の1、184の2、字猪久保203の2
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第276号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡天龍村神原1008、1037の1、1037の3
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第277号

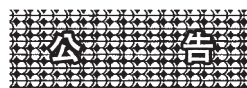
農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北安曇郡白馬村大字神城字戸屋27579のイ、27580、27594のロ、27596のロ、27597
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年4月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人やまぼうし自然学校
- 3 代表者の氏名
大川 貴代
- 4 主たる事務所の所在地
上田市菅平高原1223番地5751
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、自然や環境への理解を普及させるための事業を行い、その事業の普及を通じ、森林の再生と21世紀の新たな森林文化の創出及び次世代への継承を目指すことを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4第1項に規定する精神科病院として、次のとおり指定しました。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部守一

医療機関の名称	所在地	指定期間
地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こころの医療センター 駒ヶ根	駒ヶ根市下平2901	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
南信病院	上伊那郡南箕輪村8811	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
医療法人青雲会 倉田病院	松本市寿北8丁目21番2号	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
長野赤十字病院	長野市若里五丁目22番1号	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

健康長寿課